

# 予防接種のお知らせ

## 麻しん風しん混合ワクチン (MRワクチン) の接種について

麻しんウイルスは非常に感染力が強く、重い合併症を伴うこともあります。また、風しんウイルスの感染力は麻しんウイルスよりは弱いものの、大人がかかると重症になることが多い疾患です。妊婦が妊娠初期に風しんウイルスに感染すると、先天性風しん症候群と呼ばれる先天性の心臓病や発達発育遅延等の障害を持った児が生まれてくる可能性が非常に高くなります。

麻しん風しん混合ワクチン (MRワクチン) の予防接種は1回の接種につき、95%以上の子どもは、免疫を得ることができますが、つき損ねた場合や年数がたって免疫が下がってしまうことを防ぐために、2回の接種が行われるようになりました。予防接種を受ければ、麻しんや風しんにかかるとの可能性も、人にうつす可能性も低くなります。そのため国ではMRワクチンの予防接種を2回受ける事を推奨しています。

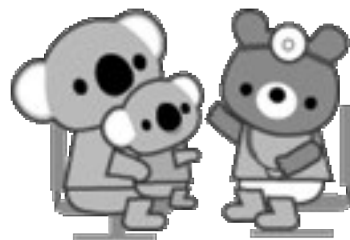
### 《対象者》

MR 1期：1歳になってから2歳未満まで  
MR 2期：平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ (小学校就学前1年間)

### 《接種期間》

MR 1期・・・1歳のお誕生日を迎えてから2歳の誕生日前日まで  
MR 2期・・・4月1日～令和3年3月31日

転入の方や予診票の紛失などの場合は、朝日町役場子育て健康課までご連絡ください。役場窓口で母子健康手帳を確認させていただきますので、必ずご持参の上お越しください。



問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

# 税務署からのお知らせ

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、4月16日(木)まで、申告・納付期限を延長することとしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとしております。

### ○申告・納付期限

	延長前	延長後
申告所得税	3月16日(月)	4月16日(木)
個人事業者の消費税	3月31日(火)	
贈与税	3月16日(月)	

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。是非ご利用ください。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

### (還付申告の例)

- ・給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除(ふるさと納税等)・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)により還付を受けられる方等

※3月17日(火)～4月16日(木)の確定申告会場は、四日市税務署庁舎内となります。

問い合わせ先 四日市税務署 TEL: 352-3141

※朝日町役場での確定申告受付は3月16日をもって終了しております。

# 上下水道課よりお知らせ!!

### ◎はじめに

個人所有地(敷地内)で漏水があると、朝日町水道事業給水条例第39条により、上下水道使用料の減免を申請することができます。(漏水箇所や使用実績等により、必ずしも減免ができるとは限りませんのでご了承ください。)

### ◎敷地内で漏水の有無を確認する方法

敷地内全ての水道の蛇口を閉めた後、水道メーターボックス内にある水道メーター(パイロット)で確認していただけます。

右記写真矢印箇所のものがパイロットになります。敷地内の蛇口を閉めても、パイロットが回っていれば漏水です。漏水の修繕は、必ず朝日町の指定給水装置工事業者へ依頼してください。



パイロット(銀色)

### 問い合わせ先

上下水道課 TEL: 377-3334 FAX: 376-2010